

## 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習のご案内

建設業労働災害防止協会鹿児島県支部  
(鹿児島労働局登録教習機関)

〒890-8512 鹿児島市鴨池新町 6-10  
TEL (099) 257-9211 FAX (099) 257-9214

この技能講習は、労働安全衛生法第 76 条の規定に基づく「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」技能講習です。

掘削面の高さが 2 メートル以上となる地山の掘削の作業には「地山の掘削作業主任者」、土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取り外しの作業には「土止め支保工作業主任者」を選任し、その直接指揮のもとに作業を行う必要があります。

「地山の掘削及び土止め支保工作業主任者」技能講習を修了すると、この双方の作業主任者としての資格取得ができます。

## 1 受講資格

- (1) 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に 3 年以上従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者
- (3) その他厚生労働大臣が定める者

## 2 講習年月日、会場

講習年月日	会場
平成 23 年 5 月 16 日(月) ~ 平成 23 年 5 月 18 日(水)	鹿児島県建設センター (鹿児島市鴨池新町 6-10)
平成 23 年 6 月 28 日(火) ~ 平成 23 年 6 月 30 日(木)	宮之城建設会館 (薩摩郡さつま町轟町 35-2)
平成 23 年 7 月 27 日(水) ~ 平成 23 年 7 月 29 日(金)	鹿屋建設会館 (鹿屋市打馬二丁目 1-4)
平成 23 年 9 月 13 日(火) ~ 平成 23 年 9 月 15 日(木)	出水建設会館 (出水市緑町 34-2)
平成 23 年 9 月 20 日(火) ~ 平成 23 年 9 月 22 日(木)	始良郡建設会館 (始良市加治木町諏訪町 20)
平成 23 年 9 月 27 日(火) ~ 平成 23 年 9 月 29 日(木)	鹿児島県建設センター
平成 23 年 11 月 28 日(月) ~ 平成 23 年 11 月 30 日(水)	鹿児島県建設センター
平成 24 年 1 月 25 日(水) ~ 平成 24 年 1 月 27 日(金)	鹿児島県建設センター
平成 24 年 3 月 27 日(火) ~ 平成 24 年 3 月 29 日(木)	鹿児島県建設センター

## 3 講習の開始及び終了時刻 (途中休憩を含む)

1 日目	講習開始時刻 9 : 00	講習終了時刻 16 : 45
2 日目	講習開始時刻 9 : 00	講習終了時刻 16 : 15
3 日目	講習開始時刻[全科目受講者] 9 : 00 [免除者] 10 : 30	講習終了時刻 15 : 45

\* 受付は、講習開始時刻の 30 分前から行います。

\* 講習の開始時刻に遅刻しないようお願いします。

4 講習日程、科目、時間（○は受講が必要な科目、×は科目免除者の受講が不要な科目）

日 程	講 習 科 目	講 師	講習時間	全科目	免除者
1 日 目	(1) 作業の方法に関する知識（地山の掘削）	当支部 専属 講師	6.5 時間	○	×
2 日 目	(1) 作業の方法に関する知識（土止め支保工）		4 時間	○	×
	(2) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識		2 時間	○	×
3 日 目	(1) 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識		1.5 時間	○	×
	(2) 作業者に対する教育等に関する知識		1.5 時間	○	○
	(3) 関係法令		1.5 時間	○	○
	(4) 修了試験		1 時間	○	○

5 科目の一部免除

第1日目から第3日目の科目免除者は、「建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理技術検定に合格した者」です。

6 受講料及びテキスト代

- ・ 全科目受講者の受講料は16,800円、科目一部免除者の受講料は14,800円です。
- ・ 受講料の中には修了証の交付代を含みますが、別途、テキスト代2,500円が必要です。
- ・ 建災防会員事業場の受講者については、テキスト代を建災防鹿児島県支部が負担しますので、受講料のみとなります。

7 申込み方法（申請書に記載された個人情報、本講習の目的以外に使用することはありません。）

- ・ 受講を希望される場合には、受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料、テキスト代を添えて、受講希望日の1ヶ月前から2週間前までにお申込みください。
- ・ 受講資格の(2)該当でお申込みされる方は、所定の学科を卒業したことを証明する書面（卒業証書の写など）が必要となります。
- ・ 科目一部免除者は、その資格を証する書面の写しが必要です。
- ・ お申込みの際に納入された受講料、テキスト代は原則として返還できませんので、ご承知置きください。

8 申込み・問い合わせ先（受講希望日の1ヶ月前から2週間前までに申し込んでください。）

- (1) 「鹿児島県建設センター」会場での受講希望者  
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部  
( 〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6-10 電話 099-257-9211 )
- (2) 「宮之城建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 宮之城支部 (薩摩郡さつま町轟町35-2 電話 0996-53-0536)  
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (3) 「鹿屋建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 鹿屋支部 (鹿屋市打馬二丁目1-4 電話 0994-44-2830)  
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (4) 「出水建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 出水支部 (出水市緑町34-2 電話 0996-62-0565)  
又は、建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部
- (5) 「始良郡建設会館」会場での受講希望者  
鹿児島県建設業協会 加治木支部 (始良市加治木町諏訪町20 電話 0995-63-3044)  
又は、建設業労働災害防止協会鹿児島県支部

## 9 募集定員

- ・ 定員は100名以内となっています。
- ・ 申込みの受付順で定員になり次第締め切りますので、早めにお申し込みください。
- ・ 申込みが30名に満たない場合、あるいはその他やむをえない事由により開催時期の変更、または取り止める場合がありますので、ご承知置きください。

## 10 修了証の交付

所定の科目、時間を全て受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を交付します。

## 11 その他

この講習は、地山の掘削又は土止め支保工作業主任者のいずれかを取得されている者を対象とした「講習時間の一部を免除する特例講習」ではありません。